

## 令和7年度 第3回野木町上下水道料金等審議会 議事要旨

- I. 日時 令和7年8月7日(木) 午前9時30分～午前11時00分
- II. 場所 野木町役場 本館2階大会議室
- III. 出席委員  
寺内委員、小関委員、藤本委員、渡邊委員、宮崎委員、梅澤委員、遠藤委員、  
舘野委員、三橋委員、大野委員
- IV. 事務局  
知久産業建設部長、清水上下水道課長、荒井業務係長、吉田水道係長、  
岡田下水道係長、舘野主査
- V. 次第
  - 1 開会
  - 2 議題
    - (1) 適切な水道料金の体系について…資料1
    - (2) 適切な下水道使用料の体系について…資料2
  - 3 その他
  - 4 閉会
- VI. 議事内容

### (1) 野木町水道事業の水準について…資料1

○資料「適切な水道料金の体系について」を用いて、事務局から説明した。

#### 1 水道料金の体系について

##### (1). 水道料金の体系…1頁

一般的に水道料金は使用者の水使用の有無に関係なく固定的にかかる経費を負担する「基本料金」と、使用した水量に応じて必要となる経費を負担する「従量料金」から構成される「二部料金制」が主流であり町はこれを採用している。また、「二部料金制」と併せて設定する体系として水道メーターの口径の違いによって料金を設定する「口径別料金体系」や用途別に設定する「用途別料金体系」がある。全国の構成比においても、口径別料金体系を採用している割合が半数以上を占めており、さらに年々口径別が増えている状況にある。水道料金算定要領においても、二部料金制（基本料金+従量料金）かつ口径別が示されており、これを採用することで、サービス供給原価に対応した算定となるため、この考え方を基に体系の検討を進めていく。

#### 2 水道料金算定要領に基づく料金体系

##### (1). 現行と水道料金算定要領に基づく算定との比較…2項

現行の基本料金は口径13mmの1,000円から100mmの2,540円であり、算定要領に基づいた場合は、口径13mmの670円から100mmの29,200円となる。実際の平均の水量を水道料金算定要領に基づく料金体系に当てはめ、料金を計算し比較をした。現行

は一般家庭の水道料金が安価となるように配慮された用途別料金体系のため、口径別料金体系に当てはめると、口径により改定率の偏りが生じる。改定率に偏りがあるまま、これらを一度に変えた場合、使用する口径によっては急激な変化となり、住民生活に大きな影響を与えることが想定されるため、段階的に理想形へ近づけていく激変緩和が必要である。

#### (2). 激変緩和の調整… 3 項

現行の料金体系では10 m<sup>3</sup>まで基本料金で使用することができる、基本水量を設けている。基本水量制は基本料金に一定の水量を付与し、最低限の生活用水を平等に確保するとともに、料金の低減化を図るために導入されているが、近年一人世帯などの基本水量に満たない使用者が増加している。使用者が自身で使用した水量を負担する観点において、不公平感につながるため、基本水量の解消に向けた複数の試算を行い、基本水量の調整などにより口径ごとに生じている改定率の偏りを修正していく。

### 3 激変緩和を図るための調整

#### (1). 基本料金の調整… 4 項

現行の料金体系における、基本料金では一律の金額にメーター使用料を加算する算定となっており、口径による金額差が少ないが、口径別料金体系では大きくなる。これは、口径の大きさによって一度に使える水量が多くなり、機能性に差が生じるため、その分負担も増えるべきであると考えられている。水道料金算定要領に基づく試算のほか、激変緩和の調整を図るため3つの調整パターンを試算した。現行との金額差による影響が一番少ないものをもとに、従量料金の検討を進める。

#### (2). 従量料金の調整… 5 項

現行の従量料金は、10 m<sup>3</sup>までの基本水量が設定されており、少量使用者の負担が少ない体系となっている。従量料金は個別原価主義の立場から均一な単価が原則とされているが、基本水量に付与する料金は、漸進的に解消していくことを目標に、水量が増えるほど料金単価があがる方法も含め、3つの調整パターンを試算した。一番現行料金との影響が少なくボリューム層の改定率が30%前後に収まるように設定した調整パターンを提案する。

#### (3). 調整後の料金推計… 6 項

今回提案した体系における水量、料金の推計を示す。供給単価は給水収益÷有収水量の値となるが、算定期間の5年間における平均供給単価を157.3円と示す。現行は127.24円のため平均改定率は23.62%となる。現在の傾向として、契約件数は増加だが、世帯当たりの人口減により有収水量は減少の傾向であるため、基本料金は増加し、従量料金は減少していく見込みとなる。世帯数や人口の動態は引き続き注視し、5年程度を目安に検討が必要である。

(以下、議題1に係る質疑応答)

**質問 1**

固定費はいくら見込んでいるのか。

令和5年度決算では、固定費はいくらあったのか。減価償却費はその中に入っているのか。

**回答 1**

5か年の総額では、約13億9千万円見込んでいる。

令和5年度決算では、固定費は約2億7,300万円となる。

減価償却費は含んでいて、損益勘定留保資金として当年度投資財源などに充られている。

**質問 2**

現行は10<sup>m</sup>までは、基本料金の中に入っていて、今後は、基本料金は基本料金として、1<sup>m</sup>から使用した分だけ料金がかかるという形に変えていくという認識でよろしいか。

**回答 2**

そのとおりとなる。基本料金は使用した水量にかかわらず発生する人件費等の固定的な費用に充て、従量料金は給水すればするほど必要量の増える薬品等の変動的な費用に充てるという考え方を基本とし、激変緩和のために改定率を調整した。

**質問 3**

水道の口径が13mmから100mmまでであるが、契約者の状況はどのようなものか。

**回答 3**

13mm、20mmは一般家庭が多く、一斉に水を使用する量が少ない場合は13mmという認識である。25mmは一般家庭のほか、公園、薬局や歯科医院等の事業所。30mmは公共施設、美容院、銀行等。40mmは公共施設、病院、工場、消防署等。50mmは学校、工場、幼稚園等。75mmは工場、介護施設がある。100mmは契約がない。

**質問 4**

地下水を使用している工場はあるか。

また、それに対する規制はあるか。

**回答 4**

地下水を使用している工場が2か所ある。

地盤沈下に関しての規制はあるが、水道事業では規制できない。

**質問 5**

調整後の料金推計の見方は約3億6千万円が収益となる試算でまちがいないか。

**回答 5**

そのとおり、試算では黒字となる算定をしている。

**質問 6**

一般的な家庭は20mmが多いとのことだが、一世帯の人数が減って、口径を13mmに変更することは可能なのか。また、口径の増減は試算に見込んでいるのか。

**回答 6**

口径を変更することは可能である。試算の中で口径の変更は見込んでおらず、口径ごとの過去の増減率により推計している。

次回5年後に料金の検討を行うときに口径別の状況を鑑みて検討していく。

**質問 7**

基本料金の調整のページに固定費の充て方があるが、不足する部分があるということか。

**回答 7**

固定費の総額を算定し、口径別に経費を割り振っていくが、現行の料金体系と算定要領の料金体系に大きく隔たりがあることから、固定費を現行料金の割合と算定要領の料金割合の中間を取ることで、激変緩和をはかりながら不足がないように算定している。

**質問 8**

野木・野渡地区は古河市の給水区域で、町内で区域が違うが、こういった形で理解していただくのか。

**回答 8**

周知について、上下水道独自の広報紙の発刊を考えている。

(2) 適切な下水道使用料の体系について…資料2

○資料「適切な下水道使用料の体系について」を用いて、事務局から説明した。

1 下水道使用料の体系について

(1). 下水道使用料の体系…1項

下水道使用料は一部使用料制と二部使用料制に分かれており、さらにその中で、累進使用料制、水質使用料制、用途別使用料制がある。全国で一番多い体系は従量使用料制で基本使用料ありの体系となり全体の9割以上を占めている。これは契約で発生する基本使用料と、汚水を排出した分だけ加算される従量使用料の二部使用料制になる。さらに全体の7割以上が使用水量が増えると単価が高くなる累進使用料制となっている。累進使用料制は需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦するという趣旨から導入されており、町においても同じ体系となっている。現行の体系を引き続き採用することが町にとっても急激な変化の抑制にも繋がるため二部料金制と累進使用料制をベースに検討を進める。

2 下水道使用料算定の基本的考え方に基づく体系について

(1). 下水道使用料の試算…2項

下水道会計における収入構成の状況は、町の一般会計からの他会計補助金で賄っている。下水道使用料の見直しは、維持管理に要する経費に加えて、償還金も勘案した場合、改定率70%以上の引き上げを要する試算となるため、前回の審議において現実的な水準として水道料金と同じ24%を基準に体系を検討していくこととなった。

「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき試算すると改定率に大きな偏りが生じる結果となった。

そのため、複数パターンで試算をし、比較をした上で検討する。

3 現行の体系を勘案した使用料体系の試算について

(1). 基本使用料の在り方について…3項

基本使用料に基本水量制というものがあり、使用する水量が決まった基本水量までであれば基本使用料のみの支払いとなる制度である。国土交通省の下水道使用料に関する実態調査によると、基本水量制を採用している理由として、基本使用料を徴収しやすくすることや、近隣自治体とのバランスで基本水量を採用しているなどがあるが、制度導入時の考え方が不明である自治体も多い。基本水量制の課題として、公平性が確保しづらいことや、基本水量範囲内の使用者の増加により従量使用料が減少することがある。国の検討会の報告書においても水道料金と同じく、基本水量制は解消していくことが望ましいとされている。これらを踏まえ、解消、若しくは緩和していく方向性で検討を進める。

(2). 使用料体系の試算について…4項

基本水量制を解消していく試算を2つ、緩和する試算を2つの全4パターンを試算した。いずれも1～10m<sup>3</sup>において従量使用料が新たに発生す

るため、1～10 m<sup>3</sup>の水量使用者の改定率が大幅に上がることから、全ての水量段階による改定率が30%程度に収まる設定を調整しての試算とした。

### (3). 使用水量ごとの比較…5項

水量区分ごとの改定率による比較を提示する。

いずれも最大の改定率が30%程度に収まる設定としており、その中で一番現行料金との水量区分ごとの改定率が低く、26%程度に収まっており、かつ、水量区分による改定率の偏りが少ない結果の試算を提案する。基本料金は10円安くなっているが、現状に近いものとなっており、収入の安定性に繋がる。基本水量を廃止しているため現行より公平性が上がる。従量使用料においては現行体系を基礎としているので、水量ごとに不規則な改定率とならず増加分の負担が偏らない結果となる。

### (4). 試算後の使用料推計…6項

今回提案した体系における水量、使用量の推計を示す。算定期間の5年間における平均使用料単価が155.89円と示す。現行は125.70円になる平均改定率は24.02%となる。現在の傾向としては、水道事業と同じく、契約件数は増加、使用水量は減少の傾向となっており、基本使用料収入は増加し、従量使用料は減少していく見込みとなる。

(以下、議題2に係る質疑応答)

#### 質問 1

参考資料の下水道使用料の県内の状況を見ると、ずいぶん上位の方上がってくる。増加率としては25%くらいであるが、これはどういうふうにか考えるか。

#### 回答 1

下水道事業では一般会計から繰入を恒常的に行っている傾向があるため、使用料の改定が敬遠されているのではないかと推測している。しかし、使用料の見直しは国として推進していることもあり、県内市町においても今後引き上げが予定されている事業体も複数あることから、料金は改定していく流れであると認識している。

#### 質問 2

試算した体系については、基準外繰出金の額は減るが、基準外繰入金がなくなることはないとのこと。基準外繰出金全額を下水道使用料で賄うとすると改定率が大きくなるということか。

#### 回答 2

そのとおり。改定率が大きくなってしまいますので、平成9年から下水道使用料を改定していないことも勘案し、今回は改定率24%程度の体系を提案した。

**質問 3**

農業集落排水の使用料は下水道使用料と違う額か。

**回答 3**

農業集落排水使用料は、下水道使用料を準用することになっているので、同額である。

**質問 4**

下水道使用料は水道料金に対して自動的に算出されるということによいか。

**回答 4**

下水道使用料の水量は、水道の使用水量に基づいて算定している。井戸水の場合は使用人数一人当たり 6 m<sup>3</sup>で計算をして下水道使用料を算定している。

**質問 5**

各家庭で浄化槽を設置して処理しているところも多いと思うが。浄化槽を通して放流している場合は料金が発生するのか。

**回答 5**

公共下水道や農業集落排水が入っていない区域は、浄化槽を使用しており、一般的に、宅内の浄化槽で処理した水を道路側溝に放流する例が多いかと思う。浄化槽の維持管理や点検はご自身で行う。用水路への放流の場合は使用料がかかるようだ。道路側溝への放流の場合はない。

**質問 6**

引き上げ幅が大きく感じるが、一般会計からの補助金や国からの財源措置はないか。

**回答 6**

公営企業では、独立採算が基本的な考え方とされているなか、水道事業においてはすでに赤字が発生しているため、今回料金等の水準を見直ししている。国の財源は水道料金の減免による生活支援事業として交付を受けているものがある、その他一般的には工事などが交付の対象だが、今回はランニングコストにおいて財源の不足が生じている状況であるため対象にならない。

**ご意見**

- ・放流先に使用料がかかる地域は、下水道が入れば接続も増えて下水道使用料も増えるのではないか。
- ・今後、広域化民営化というような流れになっていくのでは。国の通達や財源措置をよく確認し考えていただきたい。